

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月19日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第3号

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則
香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(警察本部の配置定員) 第2条 略				(警察本部の配置定員) 第2条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察本部の組織ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。			
組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計	組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計
警務部	<u>65人</u>	<u>112人</u>	<u>177人</u>	警務部	<u>69人</u>	<u>114人</u>	<u>183人</u>
生活安全部	123人	19人	142人	生活安全部	123人	19人	142人
刑事部	<u>145人</u>	31人	<u>176人</u>	刑事部	<u>144人</u>	31人	<u>175人</u>
交通部	<u>115人</u>	<u>47人</u>	<u>162人</u>	交通部	<u>117人</u>	<u>48人</u>	<u>165人</u>
警備部	<u>105人</u>	<u>3人</u>	<u>108人</u>	警備部	<u>104人</u>	<u>2人</u>	<u>106人</u>
香川県警察学校	<u>72人</u>	2人	<u>74人</u>	香川県警察学校	<u>77人</u>	2人	<u>79人</u>
合計	<u>625人</u>	<u>214人</u>	<u>839人</u>	合計	<u>634人</u>	<u>216人</u>	<u>850人</u>
備考 香川県警察学校の項の警察官の欄に掲げる定員のうち、 <u>60人</u> は、初任科生の定員とする。				備考 香川県警察学校の項の警察官の欄に掲げる定員のうち、 <u>65人</u> は、初任科生の定員とする。			
(警察署の配置定員) 第3条 略				(警察署の配置定員) 第3条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。			
組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計	組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計
香川県東かがわ警察署	43人	5人	48人	香川県東かがわ警察署	43人	5人	48人

香川県さぬき警察署	63人	4人	67人
香川県高松東警察署	57人	5人	62人
香川県小豆警察署	47人	4人	51人
香川県高松北警察署	276人	17人	293人
香川県高松南警察署	208人	12人	220人
香川県坂出警察署	101人	8人	109人
香川県高松西警察署	46人	5人	51人
香川県丸亀警察署	208人	14人	222人
香川県琴平警察署	42人	5人	47人
香川県三豊警察署	80人	6人	86人
香川県観音寺警察署	63人	6人	69人
合計	1,234人	91人	1,325人

(派遣職員等の配置定員)

第4条 略

組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計
生活安全部	4人		4人
刑事部	1人		1人
交通部	1人		1人
警備部	2人		2人
香川県高松南警察署	1人		1人
香川県丸亀警察署	1人		1人
合計	10人		10人

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

香川県さぬき警察署	63人	4人	67人
香川県高松東警察署	57人	5人	62人
香川県小豆警察署	47人	4人	51人
香川県高松北警察署	276人	16人	292人
香川県高松南警察署	207人	12人	219人
香川県坂出警察署	101人	8人	109人
香川県高松西警察署	46人	5人	51人
香川県丸亀警察署	209人	13人	222人
香川県琴平警察署	42人	5人	47人
香川県三豊警察署	64人	6人	70人
香川県観音寺警察署	70人	6人	76人
合計	1,225人	89人	1,314人

(派遣職員等の配置定員)

第4条 条例第3条の規定により香川県警察本部長が定める職員の警察本部の組織及び警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。

組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計
生活安全部	1人		1人
刑事部	1人		1人
交通部	1人		1人
警備部	3人		3人
香川県高松南警察署	1人		1人
香川県丸亀警察署	1人		1人
合計	8人		8人